

579  
早福

## いま読む

日本国

# 人権相互の衝突調整

あります。それを調整するのが、この条文など)で出てくる「公共の福祉」という考え方です。

今の憲法は、国民に対し自由と権利を広く認めた憲法です。しかし、自由と権利は、しばしば二者の自由と権利とぶつかることが

あります。た。この表現は草案のほかの条文にも出ています。草案のQ&Aで同党は、

公共の福祉とは、個人を超えた社会全体の幸福のことと解説。「個人が人権を主張する場合、人々の社会生活に迷惑を掛けではなくなり」と説明しています。

公の秩序とは「社会秩序」「平穏な社会生活」のことと解説。「個人が人権を主張する場合、人々の社会生活に迷惑を掛けではない」と説明しています。

## 第12条

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

### 自民改憲草案

## 「公の秩序」に重み

改憲草案の関連表記(抜粋)  
国民は、これを濫用してはならず、自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反してはならない。

### 用語解説

濫用=みだりに用いること

を取り締まる」とを意図したものではない」と強調しています。

たものではありませんが、社会の秩序を守るという名目で国家が国民の自由や権利を圧迫しないか、懸念が残ります。

草案は「自由及び権利は責任及び義務が伴う」とも指摘している点。

現行の一ニ条を巡っては、現行の一ニ条を巡っては、「公の秩序」に限られたこの表現は草案のほかの条文にも出ています。

互の衝突の場合に限られない」とも指摘している点。

現行の一ニ条を巡っては、「公の秩序」に限って人権の制約を想定しているという解釈がありましたが、自民党の草案は、

人権と人権が衝突する場合に限って人権の制約を想定しているという解釈がありますが、自民党の草案は、

人権しか認めていない

ポイントは、同党が「基本的人権の制約は、人権相

互の衝突の場合に限られない」とも指摘している点。

現行の一ニ条を巡っては、「公の秩序」に限られたこの表現は草案のほかの条文にも出ています。

現行の一ニ条を巡っては、「公の秩序」に限られたこの表現は草案のほかの条文にも出ています。

現行の一ニ条を巡っては、「公の秩序」に限られたこの表現は草案のほかの条文にも出ています。

現行の一ニ条を巡っては、「公の秩序」に限られたこの表現は草案のほかの条文にも出ています。

現行の一ニ条を巡っては、「公の秩序」に限られたこの表現は草案のほかの条文にも出ています。

現行の一ニ条を巡っては、「公の秩序」に限られたこの表現は草案のほかの条文にも出ています。

現行の一ニ条を巡っては、「公の秩序」に限られたこの表現は草案のほかの条文にも出ています。

現行の一ニ条を巡っては、「公の秩序」に限られたこの表現は草案のほかの条文にも出ています。